

(独立行政法人国立印刷局に関する省令)

第二条 独立行政法人国立印刷局に関する省令（平成十五年財務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国庫納付金の納付の基準） 第十三条 印刷局法第十五条第一項の財務省令で定める基準により計算した額は、同項各号に定める金額から次の各号に掲げる金額の合計額を控除してなお残余がある場合における、その残余の額に相当する金額の二分の一の額とする。ただし、対象事業年度（同項第一号に規定する対象事業年度をいう。以下同じ。）に係る通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額から当該二分の一の額及び国庫に納付させることが適	（国庫納付金の納付の基準） 第十三条 印刷局法第十五条第一項の財務省令で定める基準により計算した額は、同項各号に定める金額から次の各号に掲げる金額の合計額を控除してなお残余がある場合における、その残余の額に相当する金額の二分の一の額とする。ただし、対象事業年度（同項第一号に規定する対象事業年度をいう。以下同じ。）に係る通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額から当該二分の一の額及び国庫に納付させることが適

○厚生労働省令第百一号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百三十二号）の施行に伴い、並びに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十二条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第四十条並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第三十条の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（児童扶養手当法施行規則の一部改正）
児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） 第一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第六条の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次の各号に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによって行わなければならない。 一 六 （略）	（認定の請求） 第一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第六条の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次の各号に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによって行わなければならない。 一 六 （略）

七 受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等

イ（略）

ロ 受給資格者が令第四条第二項各号の規定に該当するとき（ハに該当するときを除く。）

は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ 受給資格者が令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該

事実を明らかにすることができる書類

ニ（略）

ハ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がある受給資格者又は法第十条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第十一条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第四条第二項各号の規定に該当するとき（ハに該当するときを除く。）は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

ニ（略）

九・十（略）

（現況の届出）

第四条 受給者は、児童扶養手当現況届（様式第六号）に第一条第七号（ホを除く。）及び第八号（ニを除く。）並びに次の各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から同月三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、対象児童の父又は母が第三号の二に該当する場合であつて、既に同号イに掲げる書類を提出しているときは、当該書類については、この限りでない。

一（略）

（添付書類の省略等）

第二十六条（略）

2（略）

3 第一条の児童扶養手当認定請求書、第三条の二第一項及び第二項（第十二条の三において準用する場合を含む。）の児童扶養手当支給停止関係届並びに第四条（第十二条の三において準用する場合を含む。）の児童扶養手当現況届を住所を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事に提出する場合において、当該請求書又は届書に添えるべき第一条第七号イ、ロ及びニ並びに第八号イ及びロに規定する町村長の証明書を当該受給資格者又は受給者若しくは全部支給停止者の住所地の町村長から受けるべきときは、これを添えることを要しないものとする。この場合において、町村長は、証明すべき事実につき課税台帳その他の公簿によつて審査した旨を当該請求書又は届書に記載しなければならない。

4（略）

七 受給資格者の前年（一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条において同じ。）の所得につき、次に掲げる書類等

イ（略）

ロ 受給資格者が令第四条第二項各号の規定に該当するとき、当該事実を明らかにすることが

ことができる市町村長の証明書

（新設）

ハ（略）

ハ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がある受給資格者又は法第十条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第十一条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第四条第二項各号の規定に該当するとき、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

（新設）

ハ（略）

九・十（略）

（現況の届出）

第四条 受給者は、児童扶養手当現況届（様式第六号）に第一条第七号（ホを除く。）及び第八号（ハを除く。）並びに次の各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から同月三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。ただし、対象児童の父又は母が第三号の二に該当する場合であつて、既に同号イに掲げる書類を提出しているときは、当該書類については、この限りでない。

一（略）

（添付書類の省略等）

第二十六条（略）

2（略）

3 第一条の児童扶養手当認定請求書、第三条の二第一項及び第二項（第十二条の三において準用する場合を含む。）の児童扶養手当支給停止関係届並びに第四条（第十二条の三において準用する場合を含む。）の児童扶養手当現況届を住所を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事に提出する場合において、当該請求書又は届書に添えるべき第一条第七号イ、ロ及びハ並びに第八号イ及びロに規定する町村長の証明書を当該受給資格者又は受給者若しくは全部支給停止者の住所地の町村長から受けるべきときは、これを添えることを要しないものとする。この場合において、町村長は、証明すべき事実につき課税台帳その他の公簿によつて審査した旨を当該請求書又は届書に記載しなければならない。

4（略）

(表 面)

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

注意 (裏面)

- 1 ⑦の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
- 2 ⑩、⑪及び⑫の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 3 ⑩、⑫及び⑬の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 4 ⑭欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となつた日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。
- 5 ⑬及び⑭の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ⑫の欄は、児童が父若しくは母の死により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であつて児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときは父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 7 ⑮の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 8 ⑯の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入して下さい。
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
(1) 請求者については、⑫に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、⑬に特定扶養親族の数を、⑭に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 9 ⑰の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 10 ⑱の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計数を記入してください。
- 11 ⑲の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。
- 12 ⑳の欄は、寡婦控除、寡婦控除特別加算若しくは寡夫控除（以下「寡婦控除等」という。）又は勤労学生控除を受けた場合は、その額（寡婦控除等のみなし適用を申請する場合は、その額）を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額は控除しません。
- 13 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
 - (1) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (2) 請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができ書類
 - (3) 請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができ書類
 - (4) 請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができ書類
 - (5) 児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エックス線直接撮影写真
呼吸器系結核・肺そそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈けいゆう・骨又は関節結核・骨すい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
 - (6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができ書類
ひの父又は母が生死不明の場合、(ウ)父又は母が1年以上遺棄している場合、(エ)父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、(オ)父又は母が1年以上拘禁されている場合
本年1月2日以後現住所に転入された方は、㉔から㉔までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
 - (7) 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償等を受けることができる場合又は児童が公的年金の対象となつている場合には、その給付を行う者の証明書
 - (8) 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償等を受けることができる場合又は児童が公的年金の対象となつている場合には、その給付を行う者の証明書
 - (9) 請求者（母又は父を除く。）又はその扶養義務者に関し、寡婦控除等のみなし適用を希望する場合は、その事実を明らかにすることができ書類（当該者の戸籍の謄本又は抄本等）
 - (10) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。
- 14 この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
㉔ 虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

(表 面)

裏面をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書（ていしよ）ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(裏面)

- この届けは、毎年8月1日から8月31日までの間に提出して下さい。この期間中に出生しなかった手当の支払が差し止められることがあります。
- 2 ①の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入して下さい。
- 3 ②の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族（「扶養親族等」という。）の合計数を記入して下さい。
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次に（ ）内に再掲して記入して下さい。
(2) 配偶者及び扶養親族の数を記入して下さい。
- 4 ③の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 5 ④の欄は、前年の所得について、都道府県民税の課税所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入して下さい。
- 6 ⑤の欄は、請求者が母である場合に、その児童の父から請求者が父である場合には、その児童の母から請求者（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれその金額の合計額を記入して下さい。
- 7 ⑥の欄は、あなた又は扶養親族等について該当する人の数を記入し、⑦の欄は、あなたが該当するときに、該当する文字を○で囲んでください。
- 8 ⑧の欄は、寡婦控除、寡婦控除特別加算若しくは専夫控除（以下「寡婦控除等」という。）又は勤労学生控除を受けた場合は、その額（寡婦控除等のみなし適用を申請する場合は、その額）を記入して下さい。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除（以下「寡婦控除等」という。）の額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額は控除しません。
- 9 ⑨の欄の「受給理由」には、次のイからヨまでに該当する事項を選び、その符号を記入して下さい。
イ 父が死亡し、母が寡婦であること。
ロ 父が死亡し、母が寡婦であること。
ハ 父が死亡し、母が寡婦であること。
ニ 父が死亡し、母が寡婦であること。
ホ 父が死亡し、母が寡婦であること。
ヘ 父が死亡し、母が寡婦であること。
ト 父が死亡し、母が寡婦であること。
チ 父が死亡し、母が寡婦であること。
リ 父が死亡し、母が寡婦であること。
ヌ 父が死亡し、母が寡婦であること。
ル 父が死亡し、母が寡婦であること。
ラ 父が死亡し、母が寡婦であること。
カ 父が死亡し、母が寡婦であること。
キ 父が死亡し、母が寡婦であること。
ク 父が死亡し、母が寡婦であること。
ケ 父が死亡し、母が寡婦であること。
コ 父が死亡し、母が寡婦であること。
サ 父が死亡し、母が寡婦であること。
シ 父が死亡し、母が寡婦であること。
ス 父が死亡し、母が寡婦であること。
セ 父が死亡し、母が寡婦であること。
ソ 父が死亡し、母が寡婦であること。
- 10 ⑩の欄の「身体障害者手帳等及び番号」には、その児童が障害の状態にあることにより身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている場合には、その名称、その手帳に記載されている障害等級及び番号を記入して下さい。
- 11 ⑪の欄は、⑩の欄の「受給理由」にハ又はリと記入した方だけが記入して下さい。記入して下さい。
- 12 ⑫の欄は、⑩及び⑪の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 13 ⑬の欄は、対象児童が受ける年金形態、その支給が停止されているときは、その期間も記入して下さい。
- 14 ⑭の欄の「公的年金の種類」には、下の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入して下さい。また、その支給が停止されているときは、その期間も記入して下さい。
- 15 ⑮の欄の「その他の内容」に記載する場合は、手当額を記入して下さい。また、その支給が停止されているときは、その期間も記入して下さい。

[illegible]

添付書類（なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。）

- 1 本年の1月2日以降現住所に転入された方は、⑩から⑫までの欄に記入した事項について、前の住所他の市区町村長の証明書を添えて出してください。
- 2 あなたと対象児童の属する世帯の全員の住民票の写しを添えて出してください。
- 3 あなたが対象児童と同居していない父のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができるとする書類を添えて出してください。
- 4 あなたが対象児童と同居していない父のときは、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができるとする書類を添えて出してください。
- 5 あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができるとする書類を添えて出してください。
- 6 あなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き継ぎ1年以上拘束されていること又は明らかでないこといずれかに該当する児童をいう。）の養育者であるときは、次の書類を添えて出してください。
イ 父又は母が死亡しているときは、当該父又は母の戸籍の謄本若しくは抄本又は前記した戸籍の謄本若しくは抄本（ただし既にその書類を出しているときは必要ありません。）
ロ 父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができるとする書類
ハ 父又は母が法令により引き継ぎ1年以上拘束されているときは、その事実を明らかにすることができるとする書類
ニ 父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本
- 7 あなた又はあなたの扶養義務者に関し、寡婦控除等のみなし適用を希望する場合は、その事実を明らかにすることができるとする書類（当該者の戸籍謄本又は抄本等）を添えて出してください。
- 8 ⑨の欄の「受給理由」にニ、ホ、ト、ヌ、ル又はワと記入した方は、その事実を明らかにすることができるとする書類を添えて出してください。
- 9 ⑨の欄の「受給理由」にヨと記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出してください。
- 10 このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いて下さい。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部改正）

第二条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続)		(母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続)	
第六条の六 (略)		第六条の六 (略)	
2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。		2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。	
一・二 (略)		一・二 (略)	
三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類		(新設)	
第六条の八 (略)		第六条の八 (略)	
2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。		2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。	
一・二 (略)		一・二 (略)	
三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類		(新設)	
第六条の十 (略)		第六条の十 (略)	
2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。		2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。	
一・二 (略)		一・二 (略)	

三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四・五 (略)

(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続)

第六条の十六 (略)

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二 (略)

三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四・六 (略)

3 (略)

(法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練等)

第六条の十七の七 第六条の五から第六条の十七までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条の十第二項第四号	第二十八条第三項第一号	第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第三項第一号
(略)	(略)	(略)
第六条の十第二項第五号	第六条の十四第一項	第六条の十七の七において準用する第六条の十四第一項
(略)	(略)	(略)
第六条の十六第二項第五号	第二十九条第四項第一号	第三十一条の九第二項において準用する令第二十九条第四項第一号

(新設)

三・四 (略)

(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続)

第六条の十六 (略)

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三・五 (略)

3 (略)

(法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練等)

第六条の十七の七 第六条の五から第六条の十七までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条の十第二項第三号	第二十八条第三項第一号	第三十一条の九第二項において準用する令第二十八条第三項第一号
(略)	(略)	(略)
第六条の十第二項第四号	第六条の十四第一項	第六条の十七の七において準用する第六条の十四第一項
(略)	(略)	(略)
第六条の十六第二項第四号	第二十九条第四項第一号	第三十一条の九第二項において準用する令第二十九条第四項第一号

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
(認定の請求) 第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。)第五条の規定による特別児童扶養手当(以下「手当」という。)の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書(様式第一号)に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十条第二項、第十五条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。)に提出することによつて行わなければならない。 一 五 (略) 六 受給資格者の前年(一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。この条において同じ。)の所得につき、次に掲げる書類等 イ (略) ロ 受給資格者が令第五条第二項各号に該当するときは(ハに該当するときはを除く。)は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 ハ 受給資格者が令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類 二 八 (略) 七 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がある受給資格者又は法第七条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第八条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類 イ (略) ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五条第二項各号に該当するときは(ハに該当するときはを除く。)は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 ハ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類 二 (略)			(認定の請求) 第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。)第五条の規定による特別児童扶養手当(以下「手当」という。)の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書(様式第一号)に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十条第二項、第十五条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。)に提出することによつて行わなければならない。 一 五 (略) 六 受給資格者の前年(一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。この条において同じ。)の所得につき、次に掲げる書類等 イ (略) ロ 受給資格者が令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 (新設) ハ 六 (略) 七 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がある受給資格者又は法第七条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第八条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類 イ (略) ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 (新設) ハ (略)		

様式第一号（裏面）を次のようにおめ。

（裏 面）

注意

- 1 ⑥の欄は、支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その正しい名称及び口座番号を記入してください。
- 2 ⑫及び⑬の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 3 ⑭の欄は、支給対象障害児の障害による年金の受給について、該当する文字を○で囲んでください。
なお、「障害による年金」とは、厚生年金保険の障害厚生年金又は障害年金、各種共済組合の障害共済年金又は障害年金、労働者災害補償保険の障害補償年金等をいいます。
- 4 ⑯の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 5 ⑰の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
- (1) 請求者については、①に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、②に特定扶養親族の数を、③に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
- (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 6 ⑱の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 7 ⑲の欄は、前年（1月から6月までの間に請求をする人の場合には、前々年をいいます。）の所得について都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 8 ⑳の欄は、㉑又は㉒の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦（寡夫）、寡婦控除の特例対象者（当該みなし控除を申請する者を含む。）又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 9 ㉓の欄は、前年の所得についての地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。
- 10 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
 - (1) あなたと支給対象障害児の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (2) 請求者が父又は母である場合であって、請求者以外の父又は母も支給対象障害児を監護しているときは、その請求者が主としてその障害児の生計を維持していること、又は主としてその障害児を介護していることを明らかにすることができる書類
 - (3) 請求者が父又は母である場合であって、支給対象障害児と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - (4) 請求者が父母以外の者である場合は、支給対象障害児の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその障害児を養育していることを明らかにすることができる書類
 - (5) 支給対象障害児についての医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エックス線直接撮影写真
呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他
 - (6) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、㉔から㉖までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
 - (7) 請求者又はその扶養義務者に関し、寡婦（寡夫）控除のみなし適用を希望する場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - 11 この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

(裏面)

注意

- 1 この届は、毎年8月12日から9月11日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。
なお、本年7月以降に認定請求書を出している方は、出す必要がありません。
- 2 ⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 3 ⑨の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族（以下「扶養親族等」といいます。）の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
(1) 受給者については、④に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㊦に特定扶養親族の数を、㊧に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 4 ⑩の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 5 ⑪の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 6 ⑫及び⑬の欄は、扶養親族等について該当する人の数を記入し、⑭の欄は、あなたが該当するときに、該当する文字を○で囲ってください。
- 7 ⑭の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦（寡夫）、寡婦控除の特例対象者（当該控除のみなし適用を申請する者を含む。）又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲ってください。なお、あなた又は扶養義務者に関し、寡婦（寡夫）控除のみなし適用を希望する場合は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 8 ⑮の欄は、前年の所得について、地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。
- 9 本年1月2日以後現住所に転入された方は、⑨から⑮の欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。
- 10 この届について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

(障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正)

第四条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(認定の請求) 第二条 法第十九条の規定による障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書(様式第一号)に、次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する福祉事務所(社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)又は町村長(以下「手当の支給機関」という。)に提出することによつて行わなければならない。 一 三 (略) 四 受給資格者の前年(一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条及び第十五条において同じ。)の所得につき、次に掲げる書類 イ・ロ (略) ハ 受給資格者が令第八条第三項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき(二に該当するときを除く。)は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 二 受給資格者が令第八条第三項において準用する令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類 ホ (略) 五 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類 イ (略) ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第八条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき(ハに該当するときを除く。)は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書	(認定の請求) 第二条 法第十九条の規定による障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書(様式第一号)に、次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する福祉事務所(社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)又は町村長(以下「手当の支給機関」という。)に提出することによつて行わなければならない。 一 三 (略) 四 受給資格者の前年(一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。以下この条及び第十五条において同じ。)の所得につき、次に掲げる書類 イ・ロ (略) ハ 受給資格者が令第八条第三項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書 (新設) 二 (略) 五 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類 イ (略) ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第八条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ| 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第八条第四項において準用する令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

二| (略)

(認定の請求)

第十五条 法第二十六条の五において準用する法第十九条の規定による特別障害者手当の受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書(様式第五号)に、次に掲げる書類等を添えて、手当の支給機関に提出することによつて行わなければならない。

一〜三 (略)

四 受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

二 受給資格者が令第十二条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき(ホに該当するときを除く。)は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ホ 受給資格者が令第十二条第四項において準用する令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

ヘ| (略)

五 配偶者又は法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第十二条第五項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき(ハに該当するときを除く。)は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ハ| 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第十二条第五項において準用する令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

二| (略)

(新設)

ハ| (略)

(認定の請求)

第十五条 法第二十六条の五において準用する法第十九条の規定による特別障害者手当の受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書(様式第五号)に、次に掲げる書類等を添えて、手当の支給機関に提出することによつて行わなければならない。

一〜三 (略)

四 受給資格者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

二 受給資格者が令第十二条第四項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき(ホに該当するときを除く。)は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

(新設)

ホ| (略)

五 配偶者又は法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第十二条第五項において準用する令第五条第二項各号に該当するとき(ハに該当するときを除く。)は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

(新設)

ハ| (略)

(裏 面)

注意

1 ③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。

2 ⑧の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の合計数を記入してください。

なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。

1 受給者については、㊦に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㊧に特定扶養親族の数を、㊨に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

2 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

3 ⑨の欄は、前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除額を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。

4 ⑩の欄は、⑧の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。

5 ⑪の欄は、⑧の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。

6 ⑫の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦（寡夫）、寡婦控除の特例対象者（当該控除のみなし適用を申請する者を含む。）又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

7 ⑬の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。

8 ⑭の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。

この所得状況届には、次の書類を添えて出してください。

1 ⑨の欄の所得額について、市区町村長の証明書

2 ⑩から⑬までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書

3 請求者又はその扶養義務者に関し、寡婦（寡夫）控除のみなし適用を希望する場合は、その事実を明らかにすることができる書類

(裏 面)

注意

- 1 ③の欄は、あなたの子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、あなたの生計を維持している人について記入してください。
- 2 ⑧の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、同法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
 - (1) 受給者については、㉞に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉟に特定扶養親族の数を、㊱に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
 - (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 3 ⑨の欄は、所得がない場合は「なし」と記入してください。
- 4 ⑩の欄は、前年（1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。所得がない場合は、「なし」と記入してください。
- 5 ⑪の欄は、⑧の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を記入してください。
- 6 ⑫の欄は、⑧の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を記入してください。
- 7 ⑬の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦（寡夫）、寡婦控除の特例対象者（当該控除のみなし適用を申請する者を含む。）又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 8 ⑭の欄は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額を記入してください。
- 9 ⑮の欄は、受給資格者が地方税法に定める社会保険料控除を受けたときに当該控除額を記入してください。
- 10 (注)の表中
 - ア Aの欄は、下表に掲げる公的年金等（課税対象年金・恩給を含む。）のすべての収入金額を記入してください。また、（ ）内に「公的年金等」から該当する記号（ネについては、これに加え、当該公的年金等の名称）を記入し、その年金の種類（障害基礎年金、老齢年金等）を具体的に記入してください。「公的年金等」を2つ以上受けているときはそれぞれ記入してください。
 - イ Bの欄は、Aの欄の金額から所得税法第35条第4項の年齢65歳未満である者に係る公的年金等控除額に相当する額を控除した後の金額を記入してください。
 - ウ Cの欄は、「公的年金等」以外の雑所得の金額（所得税法第35条第2項第2号に掲げる金額）を記入してください。
 - エ Dの欄は、都道府県民税の対象となった、雑所得以外の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計を記入してください。

この所得状況届には、次の書類を添えて出してください。

- (1) 公的年金等を除く所得額について、市区町村長の証明書

3 2 1

(経過措置)
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

(施行期日)
この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

附 則
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

(2) 公的年金等の収入金額について明らかにすることのできる証明書(年金証書等の写)

(3) ①から⑭までの欄に記入した事項について、市区町村長の証明書

(4) 請求者又はその扶養義務者に関し、寡婦(寡夫)控除のみなし適用を希望する場合は、その事実を明らかにすることができる書類

公 的 年 金 等

イ	国民年金
ロ	厚生年金保険の年金
ハ	船員保険の年金
ニ	恩 給
ホ	国家公務員等共済組合の年金
ヘ	条例による地方公務員の年金
ト	地方公務員共済組合、地方団体関係団体職員共済組合、地方議会議員共済会又は旧市町村職員共済組合の年金
チ	日本私立学校振興・共済事業団の年金
リ	農林漁業団体職員共済組合の年金
ヌ	国会議員互助年金
ル	日本製鉄八幡共済組合の年金
ヲ	執行官の恩給
ワ	旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員等共済組合連合会が支給する年金
カ	戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金
ヨ	未帰還者の留守家族手当
タ	労働者災害補償制度の年金
レ	国家公務員災害補償制度の年金
ソ	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
ツ	地方公務員災害補償制度の年金
ネ	所得税法第35条第2項に規定する公的年金等で上記イ～ツに該当しない課税対象年金

○国土交通省令第六十号

（鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第九条及び第二十四条の規定に基づき、鉄道軌道整備法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める

平成三十年八月一日

国土交通大臣 石井 啓一

鐵道軌道整備法施行規則の一部を改正する省令

鐵道軌道整備法施行規則（昭和二十八年運輸省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第一条 この省令において、鉄道事業、鉄道事業者又は新線とは、鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号。以下「法」という。）第二条に規定する鉄道事業、鉄道事業者又は新線をいう。 第一条の二 法第八条第五項第一号の国土交通省令で定めるものは、災害を受けた鉄道の施設に著しい損害が生じているものとして国土交通大臣が定める災害とする。 （書類の經由） 第一条の三 （略） 2 （略） （災害復旧事業の補助の申請） 第十五条 法第八条第四項又は第五項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、当該災害の発生後速やかに、その災害の状況について災害状況報告書（第二十一号様式の二）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第十五条の七の規定により災害状況報告書を提出した場合は、この限りでない。 第十五条の二 法第八条第四項又は第五項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、災害復旧事業の施行に着手した場合には、毎会計年度各四半期の経過後十五日以内に、当該災害復旧事業の施行の状況について災害復旧事業実施状況報告書（第二十一号様式の三）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。 第十五条の三 法第八条第五項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、当該災害の発生後遅滞なく、災害復旧事業費補助金交付申請書（第二十一号様式の四）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 災害復旧事業の施行が民生の安定上必要であることを明らかにした書類 二 当該災害を受けた鉄道の収益及び費用状況表（第二十一号様式の五の二）	(定義) 第一条 この省令において、鉄道事業、鉄道事業者又は新線とは、鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号。以下「法」という。）第二条に規定する鉄道事業、鉄道事業者又は新線をいう。 （新設） （書類の經由） 第一条の二 （略） 2 （略） （災害復旧事業の補助の申請） 第十五条 法第八条第四項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、当該災害の発生後すみやかに、その災害の状況について災害状況報告書（第二十一号様式の二）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。但し、第十五条の七の規定により災害状況報告書を提出した場合は、この限りでない。 第十五条の二 法第八条第四項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、災害復旧事業の施行に着手した場合には、毎会計年度各四半期の経過後十五日以内に、当該災害復旧事業の施行の状況について災害復旧事業実施状況報告書（第二十一号様式の三）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。 （新設）